平成２２年（フ）第８４３８号
大阪府寝屋川市河北西町25番10号
債務者　橋本　　学
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４２号
大阪市東淀川区大桐１丁目７番31―306号
債務者　近藤　光枝
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１０号
大阪府茨木市沢良宜浜１丁目３番18号
債務者　木村富士子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１３号
大阪市阿倍野区阿倍野元町14番18号
債務者　杉山久美子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１８号
大阪市住之江区南港中３丁目３番34―205号
債務者　辻　　芳江
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２１号
大阪市浪速区浪速西３丁目７番３―503号
債務者　黒川　公子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０２１号
大阪市西成区太子１丁目７番15号　関口マンション３－Ａ
債務者　中西　元信
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０２２号
大阪市西淀川区柏里２丁目１番９号　松崎ビル402号室
債務者　山下　博司
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０６０号
大阪府高槻市牧田町５番19―206号
債務者　牧平　　功
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０６６号
大阪府門真市島頭３丁目６番10―302号
債務者　丸田正美こと西原正美こと　韓　　正美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０７１号
大阪市中央区玉造１丁目３番９号　清光ビル201号
債務者　石井　里美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２０号
大阪市西区西本町２丁目１番７―1106号
債務者　古根　尚明
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２８号
大阪市中央区日本橋１丁目８番15号　ホワイトマンション101号
債務者　新土居芳枝
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８５号
大阪市城東区東中浜８丁目１番１号　カーメルハイツ407
債務者　爲　さおり
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９２号
大阪府東大阪市若江本町１丁目２番10号　イーストヴィラ102号
債務者　長澤　武俊
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１６号
大阪府枚方市渚栄町45番21―202号
債務者　清水　七重
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２２３号
大阪市西淀川区大和田６丁目９番８号　ラフィーネ井上302号室
債務者　眞鍋　昭彦
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２２７号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ23―506号
債務者　吉岡みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部